

狭い道の拡幅と、行き止まりの道を 災害時に避難しやすくするために…

京都市細街路対策事業について

はじめに

本市には、幅が4m未満の狭い道（以下「細街路」といいます。）が多く存在しています。細街路のなかでも、狭い行き止まりの道は、**地震発生時に建物が倒壊すると塞がれてしまい、避難できなくなる可能性があります**。そこで本市では、地震や火災等、災害時の被害を少しでも少なくするために、平成24年7月18日から、**行き止まりの細街路について、災害発生時の避難安全性の向上に係る工事費用の助成を始めました**。

また、細街路のなかでも、建築基準法に基づいて本市が指定した狭あい道路（建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路）の整備に係る助成は、従来どおり行っております。

大きな地震が発生すると……

行き止まりの道では、
一方向にしか逃げる
ことができません。

入り口に建つ建物が
倒れると、多くの人が
逃げられなくなります。



助成対象となる工事費について

以下の4つの事業について、工事費を助成します（上限あり）。

① 緊急避難経路整備費助成事業

狭い行き止まりの道から安全な場所への避難を可能とする緊急避難経路をつくる（2方向以上に避難）工事費

② 袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業

狭い行き止まりの道の入り口部分（袋路始端部）に建つ建物の、耐震・防火改修をする工事費

③ 袋路始端部の拡幅整備費助成事業

狭い行き止まりの道の入り口の道の幅を広げる工事費

④ 狭あい道路整備事業(実施中)

狭あい道路（建築基準法第42条第2項に規定される幅員が4m未満の道路）を広げる工事費

1 緊急避難経路整備費助成事業

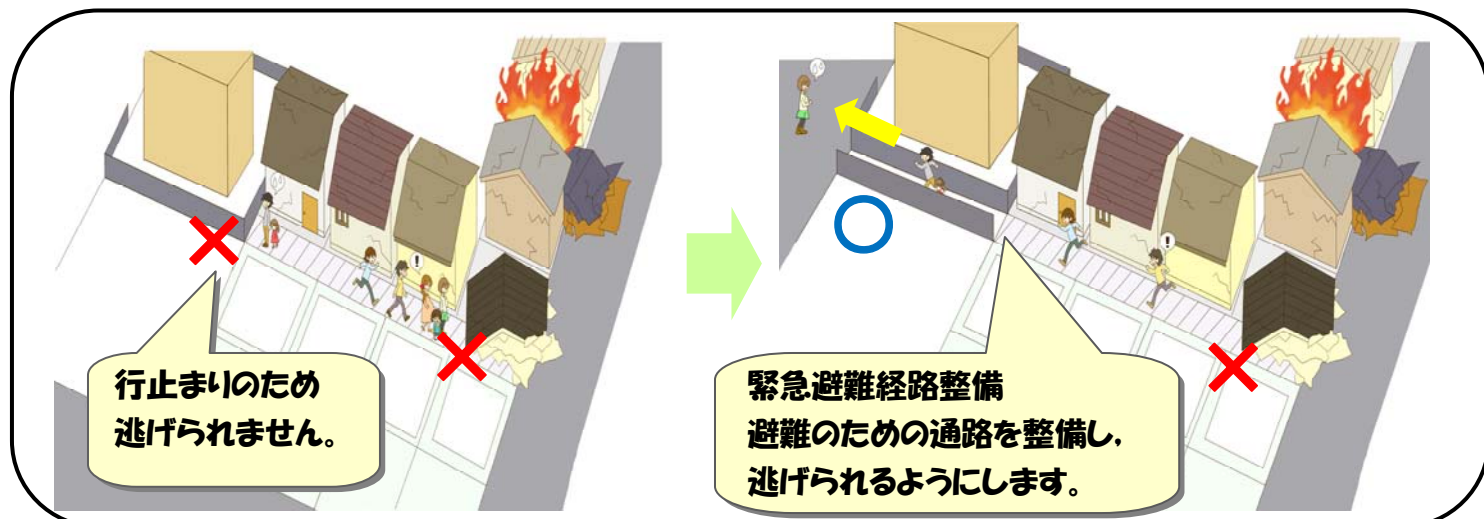
(1) 助成額：工事費の100%（上限30万円）

(2) 助成対象工事：狭い行き止まりの道から建築基準法上の道路又は広い空地等に通り抜けられるようにする工事（詳しい要件等は、お問い合わせください。）

- 樹木・生垣・工作物の撤去又は移設
- 擁壁・塀の撤去又は新設
- 扉の設置
- 通路の舗装，はしごの設置，蹴破り戸の設置 等

(例) 建築敷地の一部を使って通り抜けられるようにする例

塀の撤去，新たな塀の設置，通路の舗装

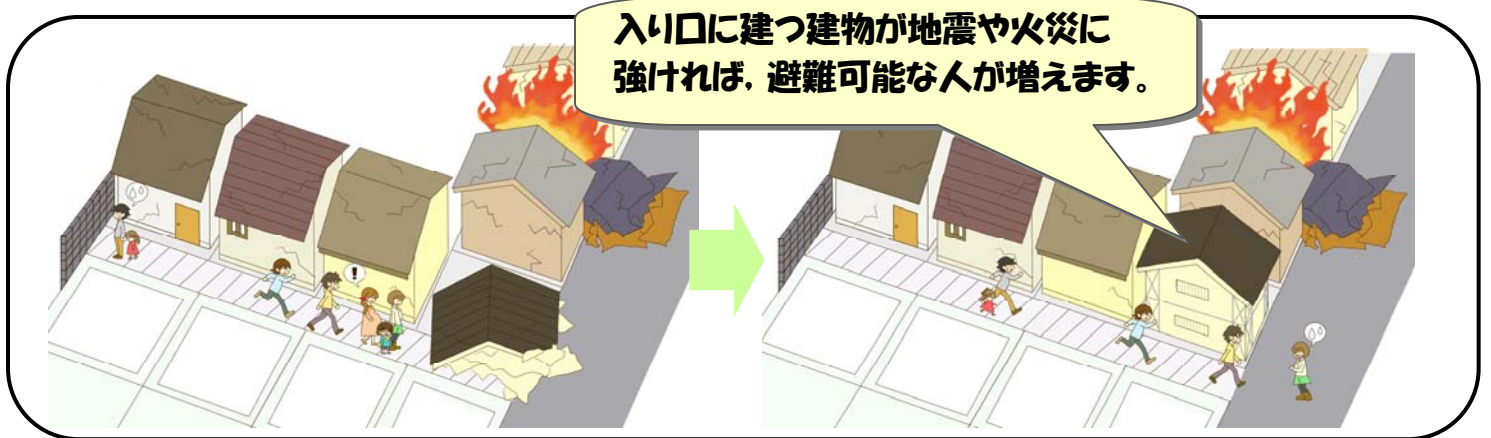


2 行き止まり通路入口部における耐震・防火改修

(袋路始端部における耐震・防火改修費助成事業)

- (1) 助成額：耐震改修工事と防火改修工事に係る費用の100%（上限150万円）
- (2) 助成対象：建物が複数立ち並んでいる行き止まりの道の入り口に建っている、昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物
- (3) 助成対象工事：耐震改修と防火改修を併せて行うもの

耐震改修…耐震性が十分でないと判断された建物の耐震性を改善する工事（※）
防火改修…袋路通路側の燃えやすい部分を燃えにくく改良する工事 等
※ 詳しい要件等については、お問い合わせください。

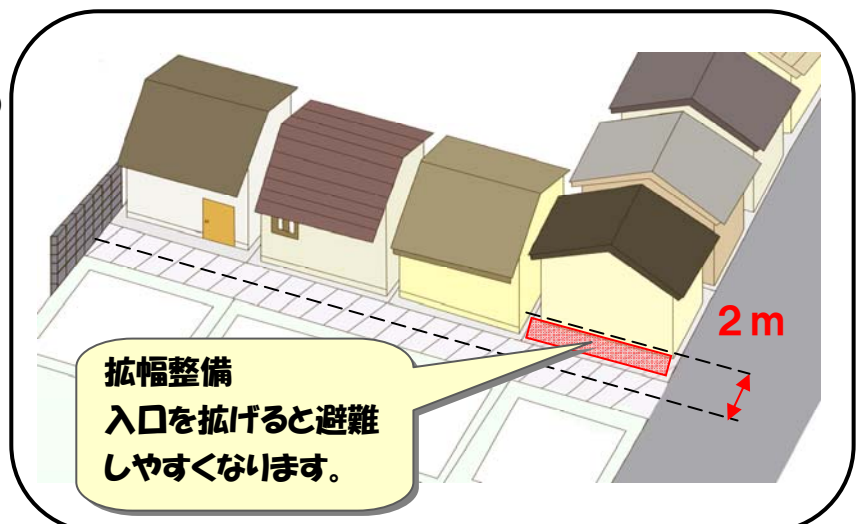


3 行き止まり通路入口部の拡幅整備

(袋路始端部の拡幅整備費助成事業)

- (1) 助成額：工事費の100%（上限30万円）
- (2) 助成対象：建物が複数立ち並んでいる行き止まりの道の入り口で、建築基準法上の道路に接する敷地（詳しい要件等は、お問い合わせください。）

- (3) 助成対象工事：袋路通路の中心線から原則として2m後退する際の
 - 後退部分の舗装
 - 樹木・生垣の撤去又は移設
 - 擁壁・塀の撤去又は新設
 - U字型側溝の撤去又は新設
 - L字型街渠の新設 等



4 狭あい道路整備事業

事業の概要

幅4m未満の道のうち、建築基準法に基づいて本市が指定した狭あい道路（2項道路）に面して建物を建てる場合、原則として道路の中心線から2mの位置に敷地を後退（セットバック）することが義務付けられています。

道路後退杭の支給

狭あい道路の後退線の位置を建築確認申請の前に申し出ていただくことにより、当該位置を明示する道路後退杭を支給します。



道路中心線の支給

道路後退線に併せて、道路中心線の明示を希望される場合は、上記の道路後退杭に加えて、道路中心線の位置を明示する道路中心釘を支給します。



後退部分の舗装整備費用等の一部の助成

後退部分について、樹木、擁壁等の撤去や舗装整備等を行う場合、費用の一部を助成します。

- ※ 助成金額の例： ○ 舗装整備費 5,100円/㎡
- 擁壁の撤去費用 4,700円/㎡

(例) 拡幅整備の事例



事業前



事業後

お問合せ先

京都市細街路対策事業については、以下へお問い合わせください。

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎2階

京都市都市計画局建築指導部建築指導課（道路担当）

TEL 075-222-3620

FAX 075-212-3657

